

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 1 月 14 日

水 曜 日

第 3858 号

## 目 次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 1
- 土砂災害特別警戒区域の解除 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の指定 3

### 公 告

- 公立大学法人富山県立大学への権利及び義務の承継 4

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第16号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成27年 1 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
佐部谷川	魚津市山女、黒谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第17号

土砂災害特別警戒区域の解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年1月14日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
佐部谷川	魚津市山女、黒谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり	全部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第18号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成27年1月14日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	

堀 亮太	外科	富山県済生会高岡病院	高岡市二塚 387番地1	平成27年1月1日
岡本 義之	整形外科	かみいち総合病院	中新川郡上市町法音寺51番地	平成27年1月1日
能澤 孝	内科、循環器科	医療法人光ヶ丘病院	高岡市西藤平蔵313番地	平成27年1月1日

### 富山県告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年1月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
とやま調剤薬局 となみ店	砺波市となみ町 11番10号	育成医療、更生 医療	調剤	平成27年1月1日
ワタナベ薬局	南砺市田中78- 1	育成医療、更生 医療	調剤	平成27年1月1日
アイン薬局南砺 中央店	南砺市梅野1596 -1	育成医療、更生 医療	調剤	平成27年1月1日
たんぼぼ薬局南 砺中央店	南砺市梅野2番 地4	育成医療、更生 医療	調剤	平成27年1月1日
チュエリップ南 星薬局	高岡市木津 545 番1	育成医療、更生 医療	調剤	平成27年1月1日

~~~~~  
公 告  
~~~~~**公立大学法人富山県立大学への権利及び義務の承継について**

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第66条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 1 日に富山県が設立を予定している公立大学法人富山県立大学に当該法人が行う業務に関し現に富山県が有する権利及び義務を承継させるので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、異議のある債権者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、これを申し立てることができる。

平成27年 1 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供する書類**

公立大学法人富山県立大学の成立の日現在における公立大学法人富山県立大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

**2 縦覧場所**

射水市黒河5180

富山県立大学事務局内の富山県文書学術課県立大学法人化推進班

**3 縦覧期間**

平成27年 1 月 14 日から同年 2 月 13 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

**4 縦覧時間**

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）